

## 国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚ロゴマーク利用について

国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚ロゴマークの利用につきましては、下記のとおり取り扱いますので、お知らせします。

### 利用申請

国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚ロゴマークのデザインを利用する場合は、事前に申請が必要です。

『国産純粋種豚改良協議会会員が生産した純粋種豚を使って生産された豚肉に対しての国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚ロゴマーク利用許諾要領』をお読みの上、国産純粋種豚改良協議会事務局まで申請書(様式 1)を提出してください。

### 利用に係る料金

ロゴマークの利用は無償とします。

### 利用期間

国産純粋種豚改良協議会銘柄豚認定に関する規則第 5 条に基づく期間とします。

※銘柄豚の認定期間は、認定を受けた年から年度限りとし、認定の更新については、更新手続きが必要です。(詳しくは『国産純粋種豚改良協議会 銘柄豚認定に関する規則』を参照)

### 利用許諾要領・申請書類

※許諾要領は [PDF](#) で掲載

※様式は [PDF](#) と [ワード](#) で掲載

### 国産純粋種豚改良協議会 事務局

国産純粋種豚改良協議会 事務局 担当:湯浅

〒1510053

東京都渋谷区代々木 2-27-15 高栄ビル 2 階

(一般社団法人 日本養豚協会 内)

# 国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚ロゴマーク使用フローチャート

※詳細については、別紙「国産純粋種豚改良協議会会員が生産した純粋種豚を使って生産された豚肉に対しての国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚ロゴマーク利用許諾要領」をご確認ください!!



商標登録出願第2021-097375号

マーク使用の際は必ず商標登録出願第2021-097375号の表示をする。デザイン変更は禁止。ただし、縦横同比率による拡大縮小は当該商標含まれるものとする。

ロゴマークを使用したい!!

はい

以下に該当する場合は使用できません

- ①利用許諾要領に従って使用しないとき
- ②自己のマーク、商標又は意匠として使用するおそれがあると認められるとき
- ③国産純粋種豚改良協議会又は国産純粋種豚の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき
- ④宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき
- ⑤法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- ⑥要領の趣旨及び目的に反する場合その他マークの使用が適当でないと認められるとき
- ⑦当該豚肉が、国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚に認定されていないとき

右記に該当が無ければ



様式1  
国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚ロゴマーク利用許諾申込書を事務局へ提出

承認

事務局より様式2  
国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚ロゴマーク利用許諾証を発行

利用を止めるとき

様式4  
国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚ロゴマーク利用廃止届を事務局へ提出

不承認

事務局より様式3  
国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚ロゴマーク利用不許諾通知書を発行

ロゴマーク利用実態を求められたとき

様式5  
国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚ロゴマーク利用報告書を事務局へ提出  
※利用商品等の提出を求められることがある

【問い合わせ先・申請先】  
国産純粋種豚改良協議会 事務局  
(一社)日本養豚協会 内  
〒1510053 東京都渋谷区代々木  
2-27-15 高栄ビル2階  
TEL:03-3370-5473  
Fax:03-3370-7937